

民生委員に対する情報提供について

1 目的

これまでも、民生委員は担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握に努めてきたが、障がい者、要介護者情報を提供することにより、これまで以上にきめ細かに地域住民が抱える課題等について把握し、対応できるようにするため。

2 提供する情報

- ・障がい者名簿
 - ・介護保険要介護（要支援）認定者名簿
- ※提供情報は、氏名・住所・性別・生年月日・障害等級または要介護度とする。

3 提供方法

- ・紙媒体で提出する。
- ・民生委員の担当地区ごとに必要最低限の情報とする。

4 取扱方法

- ・リストは、コピー不可、取扱注意を印刷する。
- ・必要事項は書き留めて、リストは持ち歩かないこととする。
- ・必要期間経過後は、返却してもらい、必要に応じて市役所で閲覧する。

5 その他

- ・民生委員に情報を提供することについては、厚生労働省通知等により、市町村は、円滑な活動に必要な情報提供について特段の配慮を願いたいとしている。【資料1】
- ・民生委員は、民生委員法による守秘義務が課せられている。【資料2】
- ・民生委員に対して提供している個人情報の内容としては、厚生労働省による平成22年9月1日現在の136市町の調査では、要介護度または障害程度区分は、31.0%提供している。【資料3】

事務連絡
平成19年3月2日

都道府県
各指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について

民生委員・児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められているところです。

標記につきましては、別添のとおり、当省において開催いたしました全国厚生労働関係部局長会議（平成19年1月16日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成19年2月23日）でご配慮をお願いしてきたところであります。民生委員・児童委員、主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であります。一部の自治体におかれましては個人情報の保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても情報提供に慎重となるあまり、児童、妊産婦、母子家庭等の実情を把握するために必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けております。

民生委員・児童委員、主任児童委員につきましては、民生委員法で守秘義務が規定されており、職務上を知りえた個人の身上に関する秘密は守られていることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

また、地域住民に対しても、民生委員・児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮をお願いいたします。

民生委員法

【資料2】

(昭和二十三年七月二十九日法律第百九十八号)

最終改正:平成二五年六月一四日法律第四四号

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第三条 民生委員は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域にこれを置く。

第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

2 前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見を聴くものとする。

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴くよう努めるものとする。

第六条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会(特別区の議会を含む。以下同じ。)の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第七条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないとき認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から二十日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第八条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

- 3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第九条 削除

第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
 - 三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 2 都道府県知事が前項の具申をするに当たつては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第十二条 前条第二項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

- 2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から二週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。
- 3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

第十三条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱

をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第十六条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第十一条及び第十二条の規定に従い解嘱せられるものとする。

第十七条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第十八条 都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

第十九条 削除

第二十条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第二十一条から第二十三条まで 削除

第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- 四 必要な資料及び情報を集めること。
- 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。

3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。

4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長一人を定めなければならない。

2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。

3 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第二十七条 削除

第二十八条 国庫は、第二十六条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第二十九条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第二十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

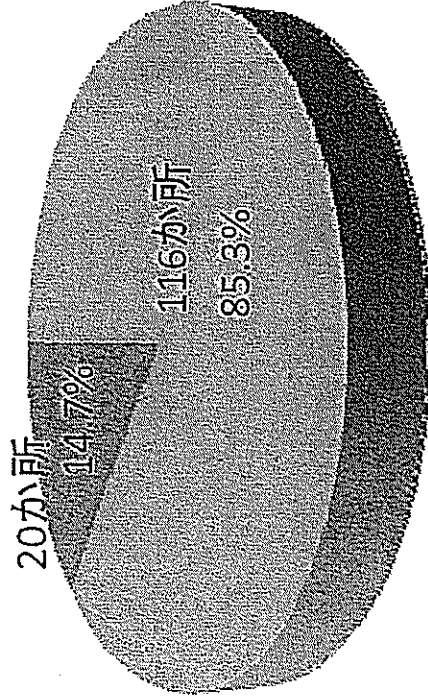
民生委員に対する個人情報提供状況等について

【調査の概要】

- 調査対象：各都道府県ごとに、①30万人以上市、②30万人未満市、③町村から各1か所を抽出
※30万人以上の市がない都道府県にあっては管内で最も人口の多い市を選定
- 回答数：136市町（回収率96.5%）
- 調査時点：平成22年9月1日現在

- 民生委員に対して何らかの個人情報を提供している市町村は85.3%である。
- 町村に比べ、市の方が個人情報の提供に積極的である。

【市町村における民生委員に対する個人情報の提供状況】

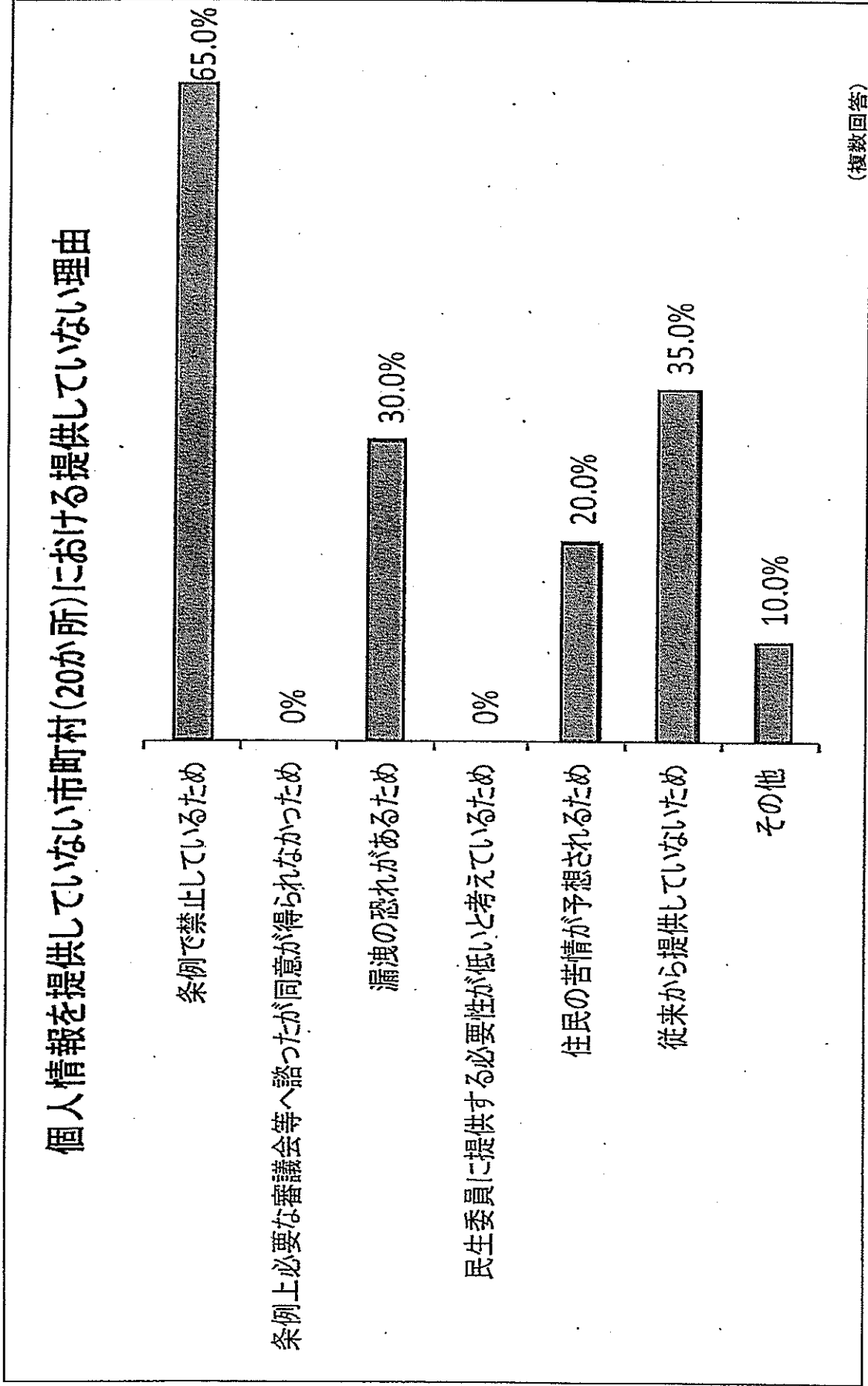


■ 提供している ■ 提供していない

(規模別市町村数)

規模別市町村数	提供している		提供していない	
	数	割合	数	割合
①人口30万人以上市	41	93.2%	3	6.8%
②人口30万人未満市	41	87.2%	6	12.8%
③町村	34	75.6%	11	24.4%
合計	116	85.3%	20	14.7%

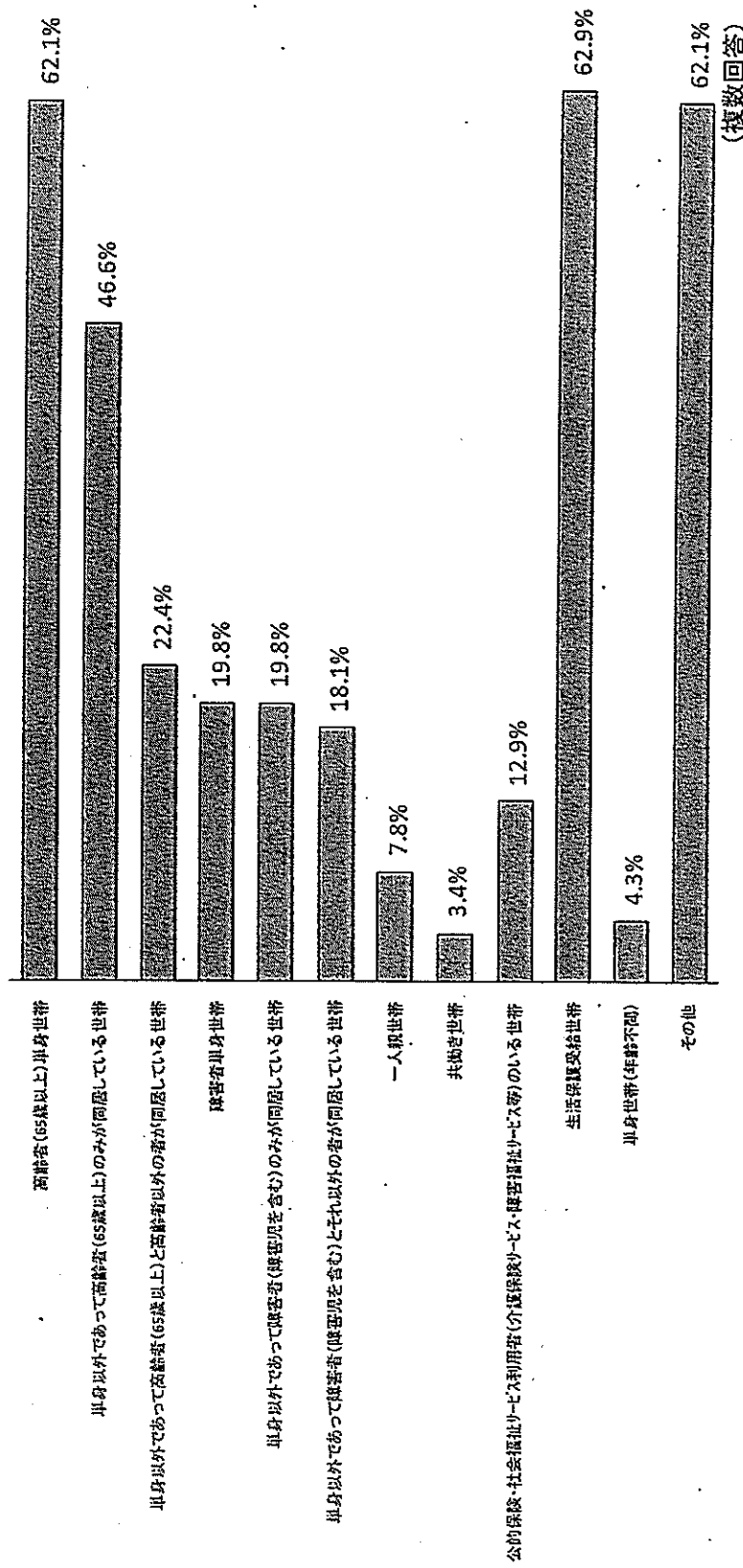
民生委員に対して個人情報を提供しない理由



民生委員に対して提供している個人情報内容①

- 情報提供している市町村の中で、「生活保護受給世帯」の情報に62.9%、「高齢者(65歳以上)単身世帯」の情報に62.1%、「単身以外であって高齢者(65歳以上)のみが同居している世帯」の情報に46.6%の市町村が提供している。
- 「その他」には、災害時要援護者の他、高齢者を75歳以上等に限定しているもの、障害の程度や要介護度が重い者に限定しているもの等があった。

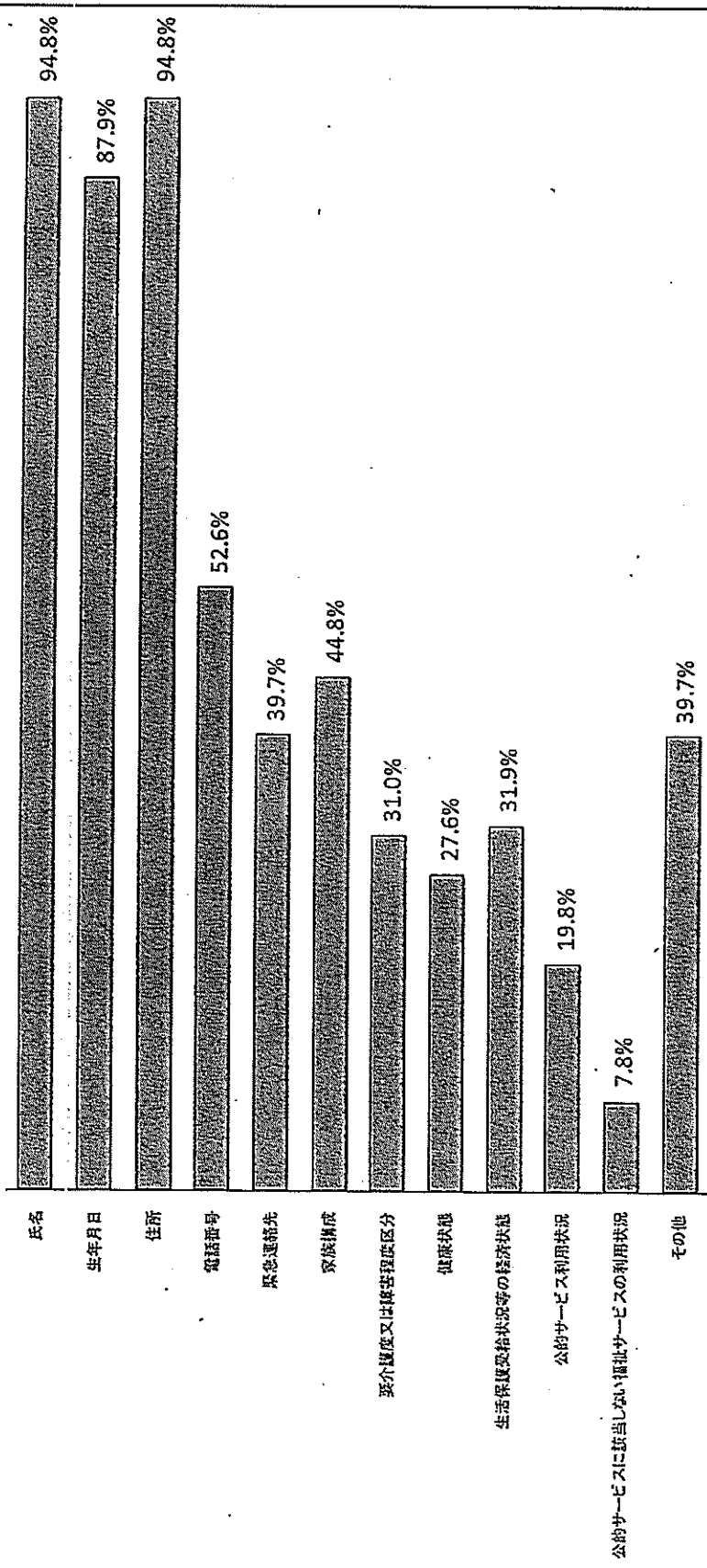
個人情報提供している市町村(116か所)における提供している内容



民生委員に対して提供している個人情報の内容②

- 情報提供している市町村にあっては、氏名・生年月日・住所は、8割以上の市町村が提供している。
- 一般的に民生委員の活動に必要と考えられる「要介護度又は障害程度区分」、「健康状態」、「生活保護受給状況等の経済状態」等の個人情報を提供している市町村は、約3割であった。
- 「その他」には、世帯主名、居住環境、支援者名、職業、学校名等があった。

個人情報を提供している市町村(116か所)における提供している内容



(複数回答)

民生委員に対する個人情報提供状況の提供状況を踏まえた 今後の対応について

1 民生委員に対する個人情報提供等に関する事例集を作成し、 自治体等に対して提供

○ 今回の調査対象市町村のうち、民生委員に何らかの個人情報を提供している市町村は85.3%である。その中で、高齢者単身世帯であるとの情報を提供している市町村が62.1%である。すなわち、このような個人情報を提供している市町村は約半数である。

○ 個人情報の提供に慎重な自治体の問題意識に対応し、今後、積極的に個人情報を提供している好事例を収集し提供する。

2 個人情報の適切な取扱についての自治体に対する通知の発出

○ 民生委員には守秘義務があるため、1の事例集等を踏まえて民生委員活動に必要な個人情報の提供を行うよう要請する。

○ 民生委員の保有する個人情報が第三者に漏洩することがないよう、個人情報の適切な管理方法等に関する研修が自治体や関係団体等において強化されるよう要請する。

(注) 民生委員について

民生委員は特別職の地方公務員とされており、要援助者の生活に関する相談、助言や福祉サービスの利用援助等を行う。また、無報酬であり、活動費が支給されている。現在の数は、全国に約23万人である。

